参考資料１

新潟県プレコンセプションケア推進会議開催要綱

（目的）

第１　本県の実情に応じたプレコンセプションケア推進に向けた取組を検討するため、新潟県プレコンセプションケア推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

（協議事項）

第２　推進会議は、次の事項について協議する。

（１）プレコンセプションケア推進地方版計画に関する事項

（２）地域の実情に応じたプレコンセプションケアの取組に関する事項

（３）その他プレコンセプションケアの推進に関し必要な事項

（構成）

第３　推進会議の委員は、次の者で構成し、福祉保健部長が依頼する。

（１）学識経験者

（２）保健・医療関係団体の代表者

（３）教育団体の代表者

（４）企業関係者

（５）プレコンセプションケアの取組に関する関係者

（６）行政関係者

（７）上記（１）から（６）のほか、福祉保健部長が必要と認める者

（任期）

第４　委員の任期は、委員を依頼した年度の年度末までとする。ただし、委員から退任の申出がない場合には、任期を１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

２　委員が任期途中で退任した場合の後任者の任期は、その前任者の残任期間とする。

（会長）

第５　推進会議に会長を置き、委員が互選する。

２　会長は、推進会議の進行及び総括を行う。

３　会長に事故あるときは､あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

（関係者の出席）

第６　会長は、必要があるときは議事に関係のある者に対し、出席を求め意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）
第７　推進会議の庶務は、福祉保健部健康づくり支援課において処理する。

（その他）
第８　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項については委員の協議の上、定める。

この要綱は、令和８年７月３日から施行する。